明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（八）　三
〔告　示〕
○経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の効力発生に関する件（外務一五三）　五四
○経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定第一・十二条の規定に基づく日本国政府とモンゴル国政府との間の実施取極の署名に関する件（同一五四）

本号で公布された法令のあらまし

◇経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（条約第八号）（外務省）

この協定は、我が国とモンゴル国との間で、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、両国間の経済活動の連携を強化するとともに、自然人の移動、電子商取引、競争、知的財産等の幅広い分野での協力を強化するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　総則（第一章関係）
協定の目的、透明性、公衆による意見提出の手続、行政上の手続、審査及び上訴、腐敗行為の防止に関する措置、秘密の情報、租税、例外、他の協定との関係、実施取極、合同委員会の設置等について定める。

2　物品の貿易（第二章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与えること、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げることを定めるほか、セーフガード措置等について定める。

3　原産地規則（第三章関係）
産品が締約国の原産品とされる要件等について定める。

4　税関手続及び貿易円滑化（第四章関係）
両締約国の税関手続に関する透明性、協力及び情報の交換等について定める。

5　衛生植物検疫措置（第五章関係）
衛生植物検疫措置に関する両締約国間の更なる協力、照会所の指定等について定める。

6　強制規格、任意規格及び適合性評価手続（第六章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払うことについて定めるほか、照会所の指定等について定める。

7　サービスの貿易（第七章関係）
一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対して、最恵国待遇を与えることについて定めるほか、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において内国民待遇を与えること等について定める。

8　自然人の移動（第八章関係）
一方の締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者等に対して、附属書七に定める条件に従って入国及び一時的な滞在を許可すること等について定める。

9　電子商取引（第九章関係）
両締約国間における電子送信に対する関税不賦課の慣行の維持、デジタル・プロダクトの無差別待遇、電子署名に関する規制の採用・維持の禁止、電子商取引を利用する消費者保護の措置を採用・維持することの重要性等について定める。

10　投資（第一〇章関係）
一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えることを定めるほか、特定措置の履行要求の禁止等について定める。

11　競争（第一一章関係）
各締約国は、自国の法令に従い、反競争的行為に対して適当と認める措置をとること、両締約国が、反競争的行為の規則に関して相互に協力し、及び支援することを定めるほか、無差別待遇、手続の公正な実施、透明性等について定める。

12　知的財産（第一二章関係）
知的財産の保護に関する内国民待遇、地理的表示の保護に関する措置、国境措置、民事上の救済並びに刑事上の手続及び刑罰に係る権利行使等について定める。

13　政府調達（第一三章関係）
対象調達に関する措置についての情報の交換、小委員会の設置等について定める。

14　ビジネス環境の整備（第一四章関係）
ビジネス環境の整備に関する小委員会の設置等について定める。

15　協力（第一五章関係）
両締約国間の協力の基本原則、協力の分野について定めるほか、協力の範囲及び形態については、実施取極で定めること等について定める。

16　紛争解決（第一六章関係）
協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続等について定める。

17　最終規定（第一七章関係）
協定の改正、効力発生等について定める。

18　附属書
㈠　両締約国の関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、条件並びに関税割当ての内容等について定める。（附属書一関係）
㈡　品目別原産地規則について定める。（附属書二関係）
㈢　原産地証明書に記載されるべき事項について定める。（附属書三関係）
㈣　金融サービスに関する第七章を補足する規定について定める。（附属書四関係）
㈤　電気通信サービスに関する第七章を補足する規定について定める。（附属書五関係）
㈥　各締約国がサービスの貿易について行う特定の約束及び我が国に係る最恵国待遇の免除について定める。（附属書六関係）
㈦　各締約国が他方の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在について行う特定の約束について定める。（附属書七関係）
㈧　投資についての内国民待遇、最恵国待遇又は特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない各締約国の現行の措置について定める。（附属書八関係）
㈨　投資についての内国民待遇、最恵国待遇又は特定措置の履行要求の禁止の義務に適合しない現行の又は新たな措置を各締約国がとり得る分野等について定める。（附属書九関係）
㈩　収用に関する第一〇・九条の規定に関し、直接的な収用及び間接的な収用について取り扱うものであること等について定める。（附属書一〇関係）